

事業継続の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ①職員及びその家族の生命健康維持を最優先する ②利用者様から求められるサービスの継続的提供のための努力をする ③社会の一員として、可能な限り感染者の増加防止に努める ④経営基盤の維持に努める
感染予防職場内ルール	<ul style="list-style-type: none"> ①時差出勤推奨(同時刻同場所への集合を避ける) ②会議の自粛(朝ミーティングに関しては可能な限り短時間で行う) ③他関連機関との会議の自粛 ④事業所内の換気(窓を最低2方向開放) ⑤共用部分(ドアノブ、机、電話等)の消毒の徹底 ⑥対面でのデスクワークの抑制 ⑦事務所内2mのソーシャルディスタンスをとる ⑧職員への感染予防の徹底指導
個人レベルでの感染予防	<ul style="list-style-type: none"> ①出勤前の体温測定(37.5度以上の発熱時及び呼吸器症状がある場合は休む) ②マスクの着用 ③事業所入室時の手洗いの徹底
訪問(看護・モニタリング)時の徹底事項	<ul style="list-style-type: none"> ①訪問者感染予防の留意点について確認をする ②訪問前利用者さまの体温・体調の確認をする ③訪問時、洗面台をお借りしての手洗いの実施 (石鹸、ペーパータオル使用、厚労省の手洗い方法で実施) ④訪問中は換気を依頼する
	<p>【発熱者及び呼吸器症状がある場合の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①原則発熱の確認が出来た場合は、訪問の延期及び経過を追う。重症化するリスクが高い基礎疾患がある方は2日経過後受診促す。その他の方に関しては4日経過後受診を促す(厚労省の受診目安)、その旨、カルテ及び発熱経過シートに記入する ②訪問時に発熱していることが確認された場合、訪問終了後にアルコール噴霧を行う
通所サービスの徹底事項	<ul style="list-style-type: none"> ①開所時、感染予防の留意点について確認する ②通所前にメンバーには体温測定を依頼する ③通所時、メンバーの体温・体調の確認を行う ④通所時、メンバーは手洗いの実施(石鹸、ペーパータオル使用、厚労省の手洗い方法で実施)を徹底 ⑤事業所は常に2方向以上の窓を開放し換気する ⑥共用部分(ドアノブ、机、電話等)の消毒をこまめに行う
	<p>【発熱者及び呼吸器症状がある場合の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①発熱の確認が出来た場合は、通所は控えていただくよう指導する。その後、体温・体調の経過を追う。重症化するリスクが高い基礎疾患がある方は2日経過後受診促す。その他の方に関しては4日経過後受診を促す(厚労省の受診目安) ②通所時、通所中に発熱していることが確認された場合、直ちに帰宅を促し、共用部分の消毒を行う。
GHの徹底事項	<ul style="list-style-type: none"> ①就業時、感染予防の留意点について確認をする ②入居者の体温・体調の確認をする ③訪問時、洗面台をお借りしての手洗いの実施(石鹸、ペーパータオル使用、厚労省の手洗い方法で実施) ④訪問中は換気を依頼する ⑤入居者が交流室に入室する際には、マスクの着用及び手洗いの実施を依頼する ⑥夕食提供時は、時間差及び少人数で実施する ⑦共用部分(ドアノブ、机、電話等)の消毒をこまめに行う
	<p>【発熱者及び呼吸器症状がある場合の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①発熱の確認が出来た場合は、交流室の使用は控え自室にて待機していただく。その後、体温・体調の経過を追う。重症化するリスクが高い基礎疾患がある方は2日経過後受診促す。その他の方に関しては4日経過後受診を促す(厚労省の受診目安) ②交流室を使用している時に発熱していることが確認された場合、直ちに帰宅を促し、共用部分の消毒を行う。